

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

9

9月分保険料控除は新しい標準報酬月額で

2011 September
NO.398

- 生活習慣病予防健診のご予約はお早めに
- 健康保険委員を募集しています
- 重要なお知らせ 振り込め詐欺にご注意を



「紅色の丘」(撮影・ひたちなか海浜公園)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

保険料の控除は 9月分保険料 10月告知分から 新しい標準報酬月額で!!

7月に提出していただきました「標準報酬月額算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定(定時決定)いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇(降)給などにより月額変更(随時改定)に該当する場合を除き、今年9月から来年8月までの1年間の保険料や保険給付額などの基礎となります。

新しい保険料の控除はいつから??

保険料の控除は原則前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。新しい標準報酬月額による9月分の保険料は、10月納入告知分(平成23年10月31日納期分)から控除してください。
※7・8・9月の月額変更届に該当する場合は、月額変更届による標準報酬月額で保険料を計算することになりますのでご注意ください。

10月に支払われる給与から

新しい
標準報酬月額
はココです!!

事業所整理記号
01・あいう

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所番号
12345

被保険者
整理番号

被保険者氏名

生年月日

種別

適用年月

決定後の標準報酬月額
(健保)

決定後の標準報酬月額
(厚生)

1

年金太郎

S33.03.03

第一種

H23.09

560千円

560千円

2

健保花子

S44.04.04

第一種

H23.09

360千円

360千円

郵便番号
123-4567

事業所住所
〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

事業所名称
株式会社 〇〇〇〇

事業主氏名
厚生太郎 様

平成23年〇月〇日

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

日本年金機構理事長(〇〇〇〇)

保険給付額なども変わります

傷病手当金などの保険給付額も新しい標準報酬月額に基づいて計算し、支給されます。

また、在職中で老齢厚生年金を受給されている方(昭和12年4月1日以前生まれの70歳以上の方を除く)は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額支給停止になる場合もあります。

“標準報酬月額及び保険料額の被保険者への通知”は事業主の義務です

標準報酬月額の決定や改定があったときには、年金事務所から事業主に通知されます。事業主はこの通知があったときは速やかに被保険者一人ひとりへ通知しなければなりません。(健康保険法第49条1項及び2項、厚生年金保険法第29条1項及び2項)

標準報酬月額は給与から控除する保険料の基礎となるだけでなく、将来被保険者が受ける年金の額を決める重要なものです。必ず被保険者に通知してください。



算定基礎届の提出はお済みでしょうか??

算定基礎届を提出していただいていない場合、「保険料が実際と異なる」「他の届書の処理が止まってしまう」などの様々な影響がでますし、「ねんきん定期便」でのお知らせにも関係してきます。早急に日本年金機構茨城事務センターへ提出をしてくださいますようお願いいたします。

提出先

日本年金機構茨城事務センター

〒310-0062 水戸市大町1-2-17

生活習慣病予防健診 のご予約はお早めに

協会けんぽでは、ご自身の健康増進と健康意識を高めていただくため、被保険者の方を対象に「生活習慣病予防健診」の受診をお勧めしています。

(対象者:健診受診時に協会けんぽに加入している35歳から75歳未満の被保険者の方)

生活習慣病予防健診の受診の流れは以下の通りです。

健診の流れ



※「生活習慣病予防健診のご案内」は、協会けんぽより4月に事業所へお送りしています。ご案内に記載されている健診機関へ健診を申し込んでください。

※生活習慣病予防健診は、各健診機関で健診を受診できる人数が限られているため、既に一部の健診機関で予約がとりにくくなっています。

「せっかく健診を受けようと思ったのに近くの健診機関で受け付けてもらえない」ということにならない為に、健診の予約はお早目をお願いします。

▼生活習慣病予防健診の詳細については、こちらをご覧ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,68194,79,277.html>

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

保健グループ

☎029-303-1584 (直通)

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html> または

協会けんぽ 茨城支部

検索

健康保険委員 を募集しています



現在、協会けんぽ茨城支部にご加入の事業所において、健康保険の事務に携わっている方を対象に「健康保険委員」を募集しています。

健康保険委員の皆様には、事業主・加入者の皆様方の健康に対する意識を高め、健康保険事業を推進していただくことを願っています。

健康保険委員の役割について

健康保険委員の皆様には、以下の4つの役割をお願いいたします。

○広報

社内での情報発信源となり、協会から発信する情報を回覧や掲示していただき、社内での周知をお願いします。

○相談

社員やそのご家族の方がご病気になった場合や出産される場合等に健康保険制度の説明や申請方法のご指導をお願いします。

なお、ご不明な点はお気軽に茨城支部へご相談ください。

また、健康保険委員様のお役に立てるよう、研修会を実施しますので是非ご参加ください。

○保健事業の推進

年に1回は、自分の健康管理のため健診を受診するよう、社員の皆様へすすめてください。

また、ウォーキングなどの健康づくり事業も社員の皆様の健康のために是非ご活用ください。

○モニター

事業主や社員の皆様の健康保険事業に関する意見や要望について、お気軽に協会けんぽへお伝えください。

なお、協会けんぽからのお知らせ等について、気づいたことや、疑問がありましたらお知らせください。

また、事業所や個人で行っている健康に関する取組み等をお教えてください。

健康保険委員の公募について

協会けんぽ茨城支部では、新たに健康保険委員になっていただける方を随時募集しております。健康保険事業推進のため、ご賛同いただける方はお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 企画総務グループ ☎029-303-1580 (直通)

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html> または

協会けんぽ 茨城支部

検索



(重要なお知らせ)

医療費等の還付を装った 振り込め詐欺に ご注意ください

ご注意ください!

全国健康保険協会が、医療費等の還付について、電話でコンビニエンスストアなどのATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

最近、全国健康保険協会や旧社会保険事務所等の職員を装った不審な訪問や電話があった旨の情報が寄せられています。

実際に、詐欺被害にあい、数百万円単位のお金を振り込んでしまったケースもいくつか報告されています。

〈具体例〉

不審な電話

全国健康保険協会やその他の公的機関の職員と名乗る人物から、以下のように、医療費をATMにて還付する等の話を持ちかけ、ATMへ行くよう指示された例がありました。

- 市役所の保険課を名乗る者から電話があり、「5年前の過払い金37,xxx円を今から口座に振り込むので、ATMに行ってください。期限が切れているので急いでください。ATMに着いたら、フリーダイヤル0120-xxx-xxxに電話をかけて、手続きの指示を受けてください。」と言われるままに電話し、指示を受けるままに操作したら、数百万円が口座残高から減っていた。
- 社会保険事務局を名乗る者から電話があり、「高額療養費の還付があるので、今日中に手続きをしないといけない。至急、銀行に行くように。」と言われ、ATMから指示された携帯電話に電話し、指示されるままに操作したら、数百万円を振り込んでしまった。
- 「年金事務所(旧社会保険事務所)より5年分の医療費(32,xxx円)の返還があるので、ATMに行き、指定された0120よりはじまる電話番号にかけて指示に従うように」
- 「医療費の還付分が4万円あり通知を送っているが、未だに申請がなく時効が成立してしまうため、電話にて手続きをしたい」

不審な訪問

- 「全国健康保険協会職員」と名乗る人物が訪問し、「委任状を取りにきた」と言い、委任状らしき用紙へ署名・捺印を求められた。

不審な訪問や電話があった場合は、用途不明の文書への署名・捺印やATMの操作を行ったり、個人情報をお教えたりすることはせず、全国健康保険協会 茨城支部へお問い合わせください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎029-303-1500(代表)

協会けんぽ茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html> または

協会けんぽ 茨城支部

検索

職場の健康づくりを応援します

(財)茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行っております。「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修に是非ご利用ください。

体力づくり 講習会

健康運動指導士を派遣し、
健康体操等の講話や
実技指導を行います。

健康づくり 講習会

管理栄養士等を派遣し、
ご希望に応じたテーマで
講習会を行います。

テーマ

- 病気の予防
- 生活習慣病等

費用は 無料

(財)茨城県社会保険協会
が負担します。

申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて(財)茨城県社会保険協会へ申し込みください。
なお、講師の都合等ありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

お問い合わせ お申し込み

財団法人 茨城県社会保険協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
TEL/029-226-8005 FAX/029-231-2522

「ねんきん定期便」及び「ねんきんネット」に関するお問い合わせは
「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

受付時間

●月～金曜日 午前9時～午後8時 ●第2土曜日 午前9時～午後5時

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません

0570-058-555

●IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。(ナビダイヤル)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

※IP電話・PHS用電話(03-6700-1144)の通話料金は、全額発信者負担となります。

一般的な年金相談に関するお問い合わせは 「ねんきんダイヤル」へ

受付時間

●月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ●第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※ただし月曜日は午後7時まで受付時間を延長

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません

0570-05-1165

●IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。(ナビダイヤル)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

※IP電話・PHS用電話(03-6700-1165)の通話料金は、全額発信者負担となります。